

高知くらしの護身術

320

スマホ購入

端末代金支払いに注意

(2014年5月6日掲載原稿)

携帯電話をスマートフォン(多機能携帯電話)に変更する人が増え、端末代金の滞納が問題となっています。一般的にスマートフォンは、端末自体が従来の携帯電話より高額なので、負担感の少ない分割払いでの契約が増えています。

しかし、端末代金は毎月の通信料と一緒に携帯電話会社から請求されるため、分割払いの意識が希薄になってしまうことがあります。通信契約を解約した場合でも「端末代金は支払わなくてはならない」ということを理解しておきましょう。

端末代金を分割払いにし、その支払い期間の通信料を割り引いて、端末購入費用が「実質ゼロ」となるサービスも多く利用されていますが、その場合も同様です。

端末代金の精算を済ませないまま放置してしまうと、その情報は指定信用情報機関に記録されます。3カ月以上支払いが滞った場合は、全ての支払いを終えた後も5年間は指定信用情報機関のデータベースに登録されます。

登録された情報は、他のクレジット会社にも利用されるため、新たにクレジットカードや各種ローンを申し込んだときに、審査が通らなくなるなど、その後のクレジット契約の利用に悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、子どもの名義で端末の分割払い契約を申し込み、保護者が支払うケースで支払いが滞った場合、名義人である子どもが「滞納者」として登録され、子どもの信用情報を傷つけてしまいます。

スマートフォンを購入するには、契約内容や支払い方法をよく確認し、理解した上で契約しましょう。